

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団共寿会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町古関 873 番地 1
- (3) 設立認可年月日 平成 9年 3月 10日
- (4) 設立登記年月日 平成 9年 3月 21日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	水口 一衛	
理 事	佐野 孝	
同	佐野 宗恵	
監 事	高橋 茂樹	
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	共寿在宅診療所	2112801101	岐阜県下呂市萩原町古関873番地1	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 共寿	2152880015	岐阜県下呂市萩原町古関873番地1	入所定員 82名 通所定員 25名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
グループホーム萩原 福寿苑	岐阜県下呂市萩原町古関126番地1	入所定員 18名

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5年 5月25日 理事長重任の件
- 令和 5年 5月25日 令和4年度決算の決定
- 令和 5年 5月25日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
- 令和 5年 5月25日 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定
- 令和 5年 6月30日 臨時社員総会 定款変更の件

注) (4)、(5)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(6)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(4) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(5) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(6) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 年 月 日 病院開設許可（令和 年開院予定）
令和 年 月 日 診療所開設
令和 年 月 日 訪問看護ステーション 開設

(7) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
令和 年 月 日 小児救急医療拠点病院
令和 年 月 日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(8) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式26-3

法人名 医療法人社団共寿会

※医療法人整理番号 0 0 4 0 3

所在地 岐阜県下呂市萩原町古関873番地1

財産目録
(令和6年3月31日現在)

1. 資産額	377,411千円
2. 負債額	351,043千円
3. 純資産額	26,368千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	145,657
B 固定資産	231,754
C 資産合計 (A+B)	377,411
D 負債合計	351,043
E 純資産 (C-D)	26,368

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 貸借 部分的に法人所有(部分的に貸借))建 物 (法人所有 貸借 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式26-1-3（旧法：病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人）

法人名 医療法人社団 共寿会

所在地 岐阜県下呂市萩原町古関873番地1

※医療法人整理番号 00403

貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	145,657	I 流動負債	18,264
現金及び預金	61,712	未払金	16,741
事業未収金	81,991	未払法人税等	142
たな卸資産	2,353	預り金	1,374
前払費用	53	その他の流動負債	7
その他の流動資産	△452		
II 固定資産	231,754	II 固定負債	332,779
1 有形固定資産	230,901	長期借入金	332,779
建物	202,031		
構築物	9,418		
医療用器械備品	1,125	負債合計	351,043
その他の器械備品	1,410		
土地	16,917	純資産の部	
2 無形固定資産	821	I 積立金	26,368
その他の無形固定資産	821	設立等積立金	36,252
3 その他の資産	32	利益積立金	△9,884
その他の固定資産	32	利益積余金	△9,884
		繰越利益積立金	△9,884
資産合計	377,411	純資産合計	26,368
		負債・純資産合計	377,411

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式26-2-1 (病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団共寿会

※医療法人整理番号 0 0 4 0 3

所在地 岐阜県下呂町萩原町古閑873番地1

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		420,484
2 事業費用	451,089	
(1)事業費		
(2)本部費		451,089
本来業務事業損失		30,605
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		85,914
2 事業費用		65,478
附帯業務事業利益		20,436
事 業 損 失		10,169
II 事業外収益		
受取利息	0	
その他の事業外収益	8,469	8,469
III 事業外費用		
支払利息	8,042	
その他の事業外費用	0	8,042
經 常 損 失		9,742
IV 特別利益		
国庫補助金収入		
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期損失		9,742
法人税・住民税及び事業税		142
当 期 純 損 失		9,884

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人社団共寿会

理事長 水口 一衛 殿

私（注1）は、医療法人社団共寿会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月27日

医療法人社団共寿会

監事 高橋 茂樹

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。